

# 熊谷市障害福祉計画(案)

第5期:平成30年度～平成32年度

# 熊谷市障害児福祉計画(案)

第1期:平成30年度～平成32年度

～ ともに生き、ともに暮らせるまちづくり ～



題名「ラグビーワールドカップ2019 ようこそ熊谷」

平成30年1月 熊谷市

# 目 次

## 第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 2
- 2 計画期間 . . . . . 3
- 3 計画の策定体制 . . . . . 4
- 4 計画の達成状況の点検及び評価体制 . . . . . 4

## 第2章 基本理念とサービス提供体制の確保について

- 1 基本理念 . . . . . 10
- 2 障害福祉サービスの提供体制の確保 . . . . . 11
- 3 相談支援の提供体制の確保 . . . . . 12
- 4 障害児支援の提供体制の確保(障害児福祉計画) . . 12

## 第3章 本市障害者・障害児の現状

- 1 人口の推移 . . . . . 16
- 2 障害者等の現況 . . . . . 17

## 第4章 基本目標とサービスの見込量について

- 1 障害者総合支援法の趣旨 . . . . . 24
- 2 平成32年度に向けた基本目標 . . . . . 25
- 3 自立支援給付費サービス見込量 . . . . . 30
- 4 地域生活支援事業サービス見込量 . . . . . 36
- 5 障害児支援のサービス見込量(障害福祉児計画) . . 43
- 6 その他支援の円滑な実施を確保するための取組 . . 46

## 資料 第4期障害福祉計画の成果 . . . . . 50

※ 平成31年5月以降の元号については新元号に読み替えます。

# 第1章 計画の策定について

# 第1 計画策定の趣旨

---

市が策定する障害者<sup>※1</sup>や障害児<sup>※2</sup>(以下、「障害者等」という。)施策に関する計画は、「熊谷市障害者計画」と「熊谷市障害福祉計画」があります。

「熊谷市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村の障害者施策の基本計画である「市町村障害者計画」として位置付けられる計画で、一方、「熊谷市障害福祉計画」は、障害者福祉サービス<sup>※3</sup>の目標見込量を明らかにし、施策の総合的な推進を図る実施計画として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として位置付けられる計画です。

本市では、平成19年の「熊谷市障害者計画」の策定にあわせ、平成18年度から平成20年度までの3年間の第1期とする「熊谷市障害福祉計画」を策定し、3年ごとの見直しを行ってまいりました。

このたび、この第4期計画が平成29年度に満了することから、計画期間中の現状を踏まえつつ、今後も障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、第5期「熊谷市障害福祉計画」を策定したものです。

また、今回、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において新たに作成することが義務付けられた「市町村障害児福祉計画」につきましても、平成30年度から第1期障害児福祉計画として、第5期障害福祉計画に盛り込み併せて作成いたしました。

この両計画は、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して策定いたしました。

※1 「障害者」は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者をいいます。

※2 「障害児」は、障害者総合支援法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

※3 「障害福祉サービス」とは、障害者総合支援法第5条に規定する「障害福祉サービス」で、自立支援給付と地域生活支援事業によって構成されています。

## 第2 計画期間

第5期熊谷市障害福祉計画及び第1期熊谷市障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)の計画期間は、「障害者総合支援法」に基づき、平成32年度までとします。

なお、平成33年度からスタートする次期障害福祉計画である「第6期熊谷市障害福祉計画」及び次期障害児福祉計画である「第2期熊谷市障害児福祉計画」は、同年度にスタートする次期障害者計画「熊谷市障害者計画(第3次)」の計画期間を3年とすることで、「熊谷市障害者支援計画(仮称)」として併せて策定する予定とします。

### 【計画期間】

(平成年度)

計画名	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
熊谷市 障害者計画 (障害者基本法第 11条第3項)		熊谷市障害者計画 (第1次 H19~H28)										熊谷市障害者 計画(第2次 H29~H32)			熊谷市障害者 支援計画(仮称)  ・熊谷市障害者 計画(第3次) + ・第6期熊谷市 障害福祉計画 + ・第2期熊谷市 障害児福祉計画			
熊谷市 障害福祉計画 (障害者総合支援法 第88条第1項)	第1期障害 福祉計画	第2期障害 福祉計画	第3期障害 福祉計画	第4期障害 福祉計画	第5期障害 福祉計画													
熊谷市 障害児福祉 計画 (児童福祉法第33 条の20)												第1期 障害児 福祉計画						

## 第3 計画の策定体制

---

### 1 熊谷市障害者施策推進委員会の設置

障害福祉計画等の策定は、学識経験者、公募による市民、障害者団体の代表者、関係行政機関の職員、障害者福祉に関する事業者など合計 15 人の委員からなる「熊谷市障害者施策推進委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

### 2 行政内部の策定体制

行政内部においては、福祉部障害福祉課が中心となって、第 4 期障害福祉計画の現状や課題を抽出し、それらを考察するとともに、関係部課との調整を行いながら計画を作成しました。

## 第4 計画の達成状況の点検及び評価体制

---

この計画の実施に当たっては、サービスの見込量が適切であるか、障害者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか、障害児支援に係る提供体制の構築が進んでいるかなど達成状況を年度ごとに点検・評価します。

点検・評価に当たっては、障害福祉課及びその他の関係部課の連携により進行管理していくとともに、熊谷市障害者施策推進委員会、大里地域自立支援協議会<sup>※4</sup>、障害者等とその家族、関係機関に意見を求めます。

※4 「地域自立支援協議会」は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する協議の場として、熊谷市、深谷市及び寄居町が共同で設置している協議会（大里地域自立支援協議会）です。

## 【参考】

### ○ 「障害者総合支援法」抜粋

第4条 この法律において「**障害者**」とは、身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者、知的障害者福祉法 にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条 に規定する精神障害者（発達障害者支援法 （平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項 に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法 にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「**障害児**」とは、児童福祉法第四条第二項 に規定する障害児をいう。

第5条 この法律において「**障害福祉サービス**」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 （平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号 の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

2 この法律において「**居宅介護**」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3 この法律において「**重度訪問介護**」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

4 この法律において「**同行援護**」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

5 この法律において「**行動援護**」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

6 この法律において「**療養介護**」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

7 この法律において「**生活介護**」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

8 この法律において「**短期入所**」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

9 この法律において「**重度障害者等包括支援**」とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

10 この法律において「**施設入所支援**」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

11 この法律において「**障害者支援施設**」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

12 この法律において「**自立訓練**」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必

要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

- 1 3 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 1 4 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 1 5 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。
- 1 6 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。
- 1 7 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。
- 1 8 この法律において「地域移行支援」とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第四項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 1 9 この法律において「地域定着支援」とは、居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。
- 2 0 この法律において「サービス利用支援」とは、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画案」という。）を作成し、第十九条第一項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）、第二十四条第二項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。
- 2 1 この法律において「継続サービス利用支援」とは、第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間ごとに、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害

者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- 一 サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
  - 二 新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。
- 22 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。
- 23 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。
- 24 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。
- 25 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
- 26 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

## ○ 「身体障害者福祉法」抜粋

第四条 この法律において、「**身体障害者**」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表（第四条、第十五条、第十六条関係）

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
  - 1 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
  - 2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
  - 3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
  - 4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
  - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
  - 2 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
  - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
  - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
  - 1 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
  - 2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
  - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
  - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
  - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
  - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
  - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
  - 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

## ○ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」 抜粋

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## ○ 「発達障害者支援法」 抜粋

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

## ○ 「児童福祉法」 抜粋

第4条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項 に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項 の政令で定めるものによる障害の程度が同項 の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

## 第2章 基本理念とサービス提供体制 の確保について

# 第 1 基本理念

---

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的に障害福祉計画等を策定します。

## 1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていただけるように、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

## 2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供を行います。また、発達障害及び高次脳機能障害者についても精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることや難病患者についても引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象であること、対象となる難病の範囲が拡大されたことについて、引き続き周知を図り、障害福祉サービスの提供を行っていきます。

## 3 地域生活移行や地域生活の継続支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくりとして、地域にある社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。自立を希望する障害者が地域生活への移行に伴い地域で安心して暮らしていくためには、自立に係る相談の場や一人暮らしまたはグループホームの入居など体験の機会及び場の提供並びにショートステイなど緊急時の受入対応体制の確保など様々な課題があります。今後、障害者及びその家族の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域拠点の整備に努めていきます。また、あわせて相談支援を中心として障害者等が、学校からの卒業、就職などの生活環境の変化の機会にあわせて支援が途切れることがないように中長期的視点に立って継続した支援を進めていきます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう精神障害者(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための体制づくりに努めます。

## 4 共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる共生社会の実現に向け、次の取組を計画的に推進するよう努めます。

- (1) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組づくり
- (2) 地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取組
- (3) 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育の支援を円滑に受けられるようにするなど専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協同する支援体制の構築

## 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いのある児童に対して、身近な施設で支援ができるように、児童発達支援施設や放課後等デイサービス事業所など障害児通所支援事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)及び障害児相談支援事業所に対して、障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援が行えるように支援し、地域支援体制の構築に努めます。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制づくりに努めます。

# 第2 障害福祉サービスの提供体制の確保

---

## 1 訪問系サービスの保障

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

## 2 希望する障害者への日中活動系サービスの保障

希望する障害者に日中活動系サービスを保障します。

## 3 グループホーム等の充実及び地域生活拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホームの設置を促進するとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業の推進により、入所から地域生活への移行が進められるように整備に努めます。

必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者の地域における生活の維持及び継続が図れるように努めます。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業の推進により障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

## 第3 相談支援の提供体制の確保

---

### 1 相談支援体制の構築

障害福祉サービスの提供体制の確保のために、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を進めます。

福祉に関する各般の問題について障害者等及びその家族からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を進めます。また、これらの取組を効果的に進めるため、地域における相談支援の中核である基幹相談支援センターの設置を目指します。

### 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことにより、障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成や当該計画の実施状況の把握を行うことを通じて、地域生活への移行のための支援に係るニーズをより顕在化させることが可能となります。障害者支援施設又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の整備に努めます。

## 第4 障害児支援の提供体制の確保（障害児福祉計画）

---

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障害児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族(以下「障害児等」という。)に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

### 1 地域支援体制の構築

障害児通所支援事業所等における障害児等に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

### 2 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援

障害児通所支援事業所等と保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)などの子育て支援施策と緊密な連携を図ります。

障害児の早期発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健センターや熊谷保健所との緊密な連携を図るとともに、保育課、こども課など子育て支援担当部局や

健康づくり課、保健センターなど保健医療担当部局との連携体制の確保に努めます。

また、就学時及び卒業時においても、支援が円滑に引き継がれるように、学校、障害児通所支援事業所等、障害児入所施設、障害児相談支援事業所並びに就労移行支援施設、就労継続支援 A 型及び B 型施設(以下「就労移行支援事業所等」という。)などが緊密な連携を図ることに努めます。

### **3 地域社会への参加の推進**

保育所訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所等、幼稚園、小学校及び特別支援学校など育ちの場での支援に協力できるよう、障害児の地域社会への参加の推進を図ることに努めます。

### **4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備**

#### **(1) 重症心身障害児に対する支援**

重症心身障害児が身近な地域にある障害児通所支援事業所等のサービスが受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら支援体制の充実に努めます。

#### **(2) 医療的ケア児に対する支援体制の充実**

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援の充実に努めます。

#### **(3) 強度行動障害や高次脳機能障害のある障害児に対する支援体制の充実**

強度の行動障害や高次脳機能障害のある障害児に対して、障害児通所支援事業所等において、適切な支援ができるように、充実に努めます。

#### **(4) 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備**

虐待を受けた障害児に対しては、障害児の状況に応じたきめ細やかな支援を行うように努めます。

### **5 障害児相談支援の提供体制の確保**

障害児相談支援は、障害の疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心として、質の確保及びその向上に努めます。

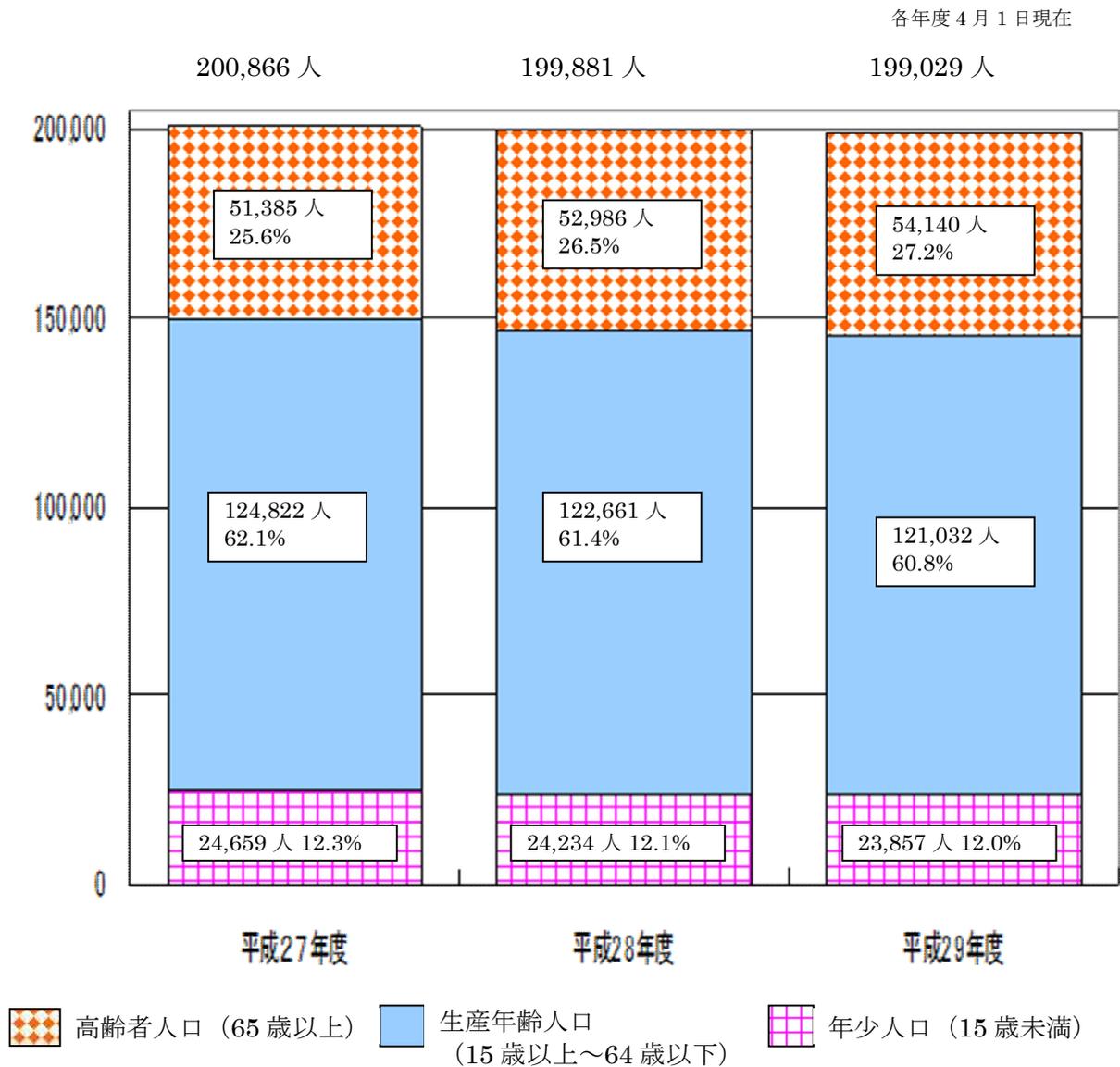


## 第3章 本市障害者・障害児の現状

# 第1 人口の推移

熊谷市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成27年4月1日現在においては、200,866人でしたが、平成29年4月1日では、199,029人となり、1,837人、0.9%減少しています。また、年齢3区分別総人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の人口比が減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）の人口比は増加しており、超高齢化社会となっています。

【グラフ1】 年齢3区分別総人口の推移(住民基本台帳人口)



## 第2 障害者等の現況

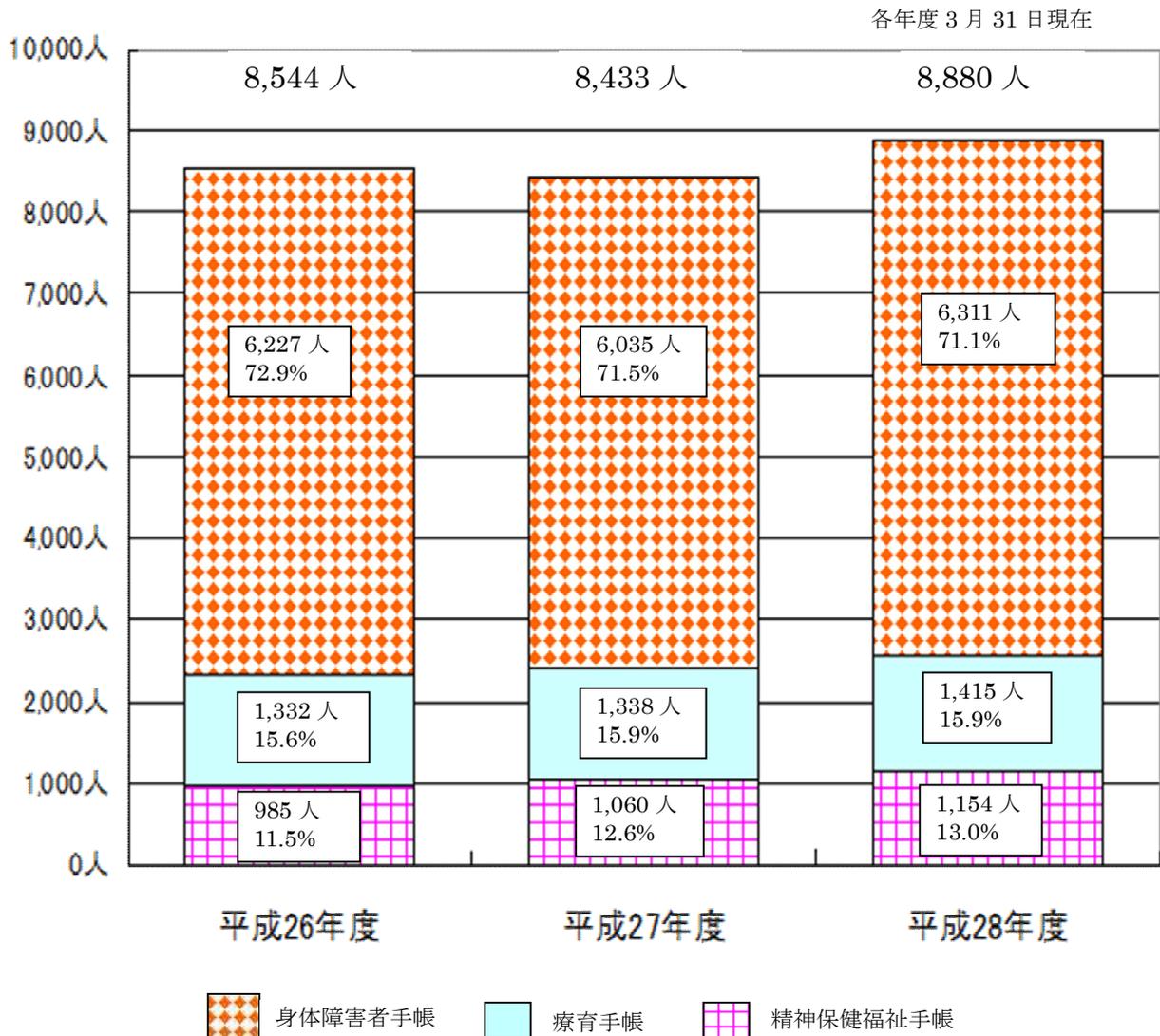
### 1 障害者手帳所持者数の推移

熊谷市の障害者手帳所持者の総数は、毎年度増減はありますが、平成28年度末では、8,880人となっており、平成26年度末からは336人増加し、約1.04倍の微増となっています。

このうち、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率が大きく、平成26年度末においては、全体の11.5%でしたが、平成28年度末では全体の13.0%と増えています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加に伴い、自立支援医療（精神通院用）受給者も、大きく増加しています。

【グラフ2】 障害者手帳所持者数の推移（手帳種別）



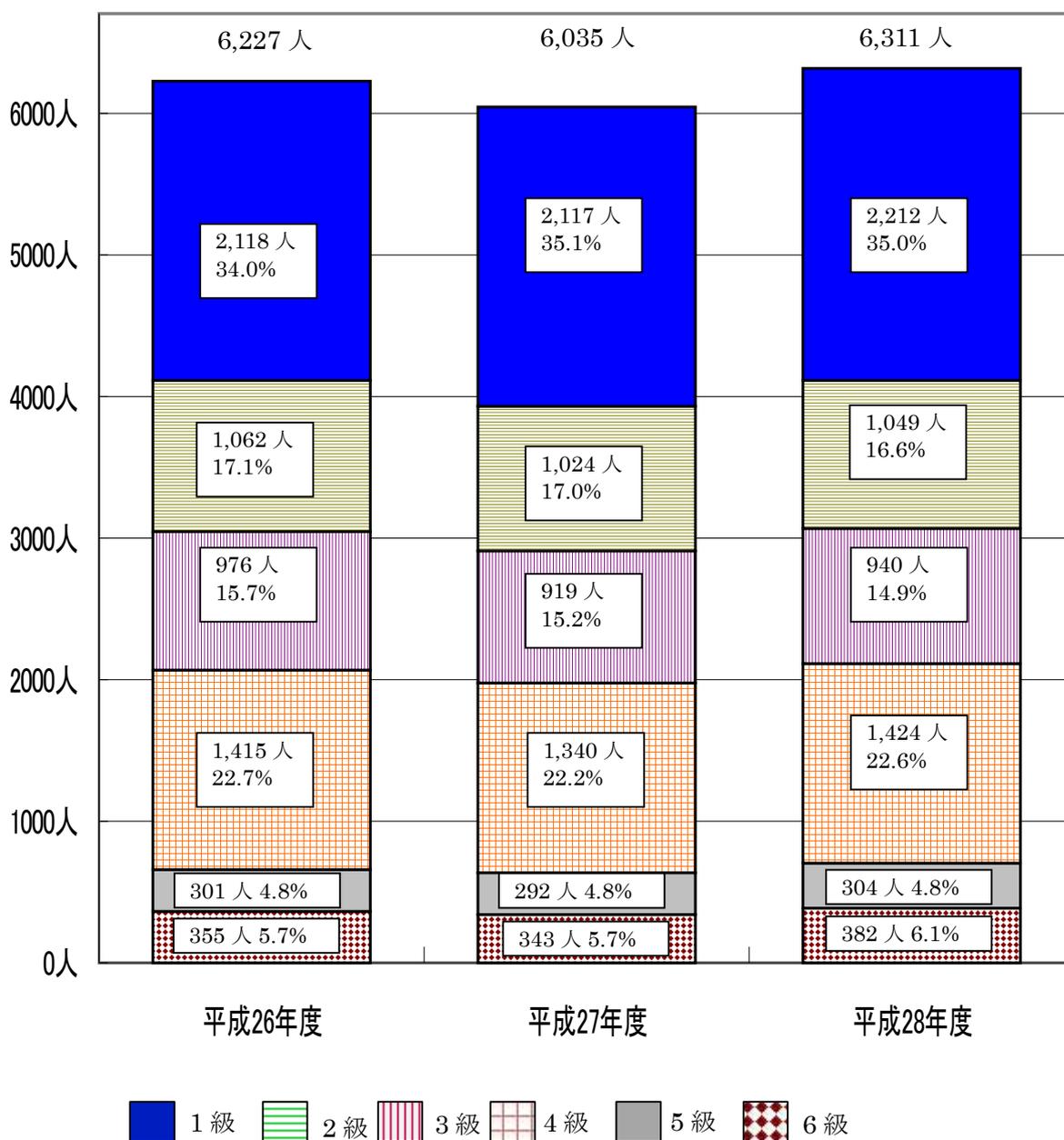
## 2 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の所持者は、平成28年度末現在で、6,311人となっており、平成26年度末の6,227人と比べると84人増加し、約1.01倍の増加となっています。

また、障害程度別では、等級が1・2級の重度者の占める割合は、平成28年度末の時点で全体の51.6%で、近年50%台で推移しています。障害種類別では、平成28年度末現在、肢体不自由が53.9%と最も多く、次に内部障害が30.5%となっており、両障害で全体の84.4%となっています。

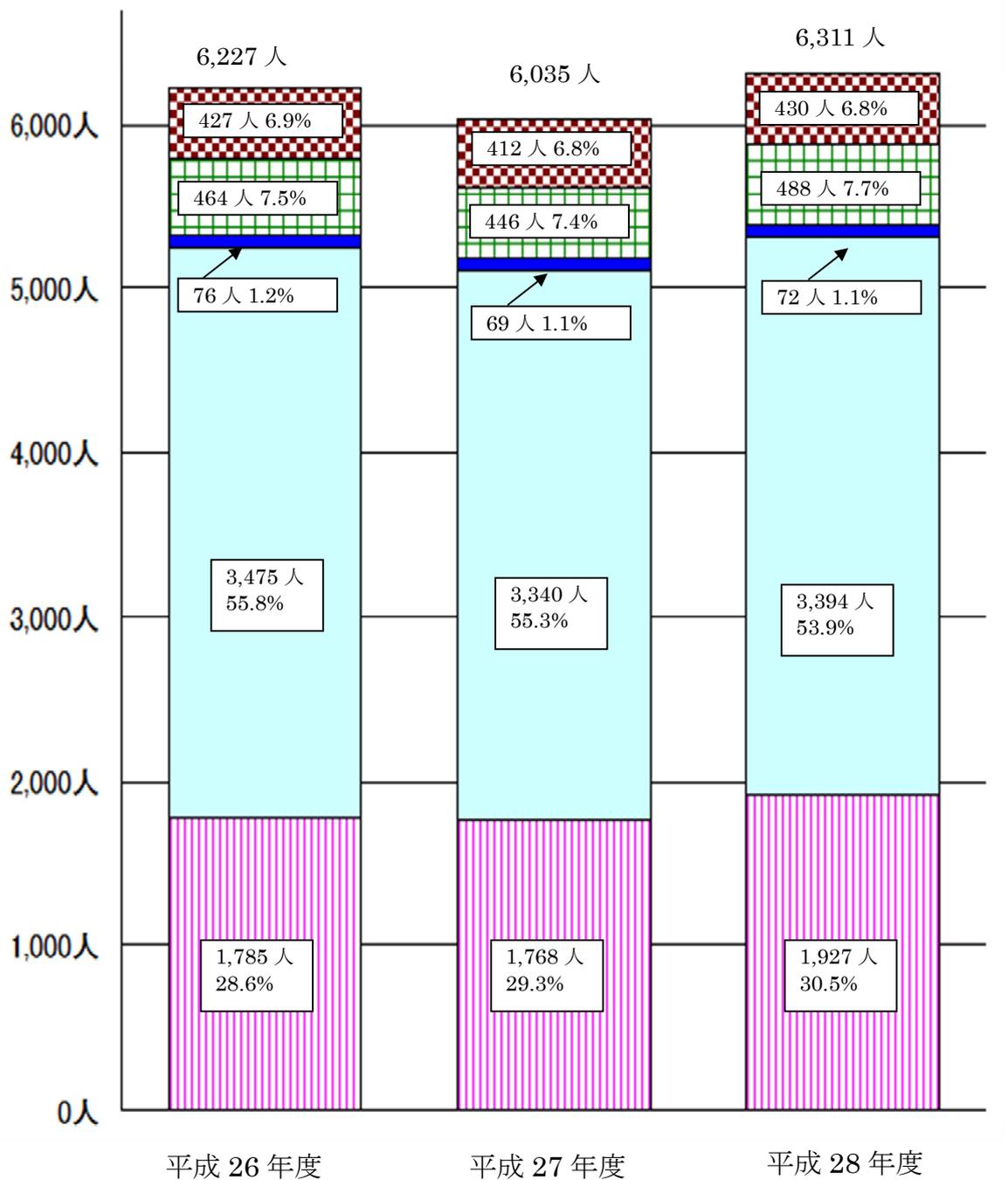
【グラフ3】身体障害者手帳所持者の推移(障害程度別)

各年度3月31日現在



【グラフ 4】 身体障害者手帳所持者数 (障害種別)

各年度 3 月 31 日現在



視覚障害
  聴覚・平衡障害
  音声・言語・そしゃく機能障害  
 肢体不自由
  内部障害

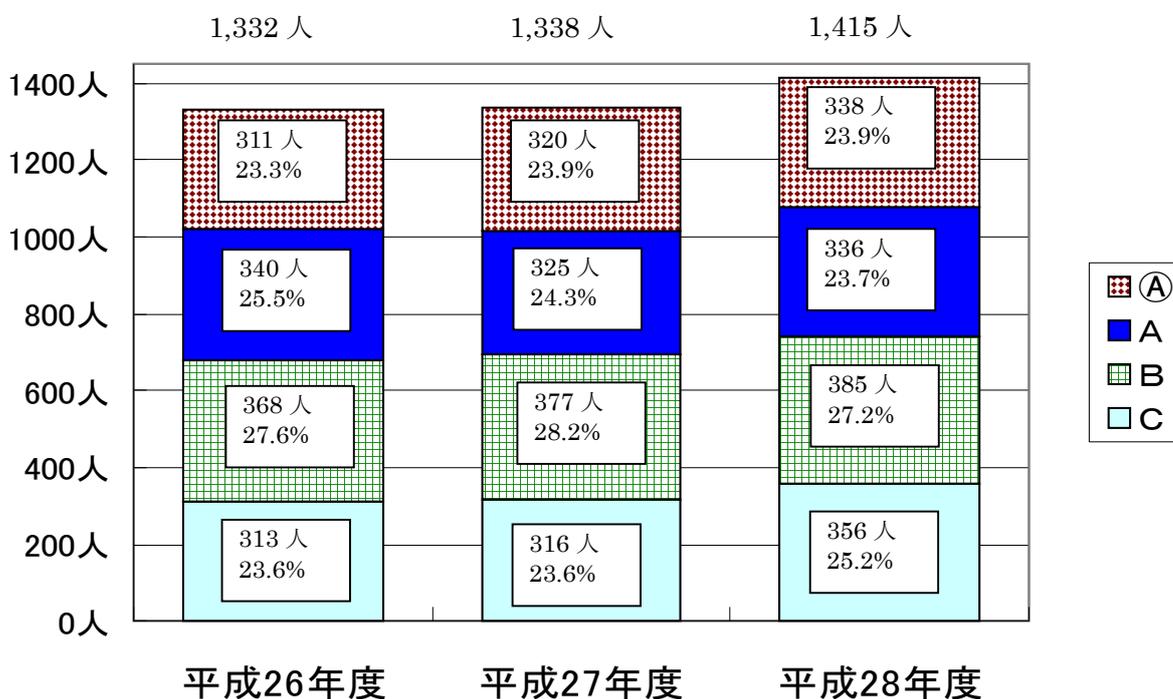
### 3 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者は、平成28年度末現在で1,415人となっており、平成26年度末の1,332人と比べると83人増加し、約1.06倍の増加となっています。等級が㉠・Aの重度者が平成28年度末の時点674人で約5割を占めている一方で、平成26年度からの増加率を比べると、軽度Cが約1.14倍と最も高くなっています。

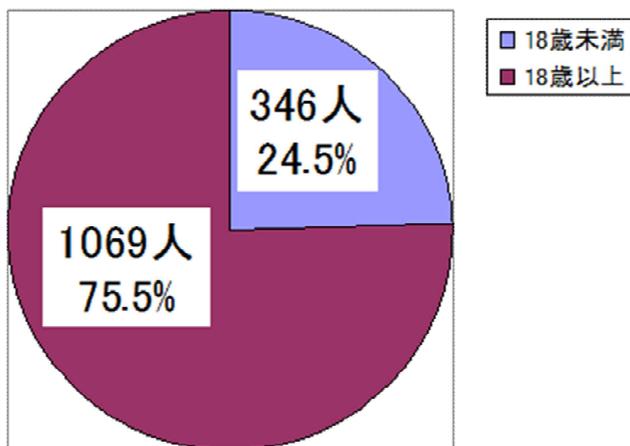
また、18歳以上の所持者が75.5%となっており、今後の課題として、障害者本人とその家族の高齢化問題などがあげられます。

【グラフ5】療育手帳所持者数

各年度3月31日現在



【グラフ6】平成28年度療育手帳所持者18歳未満、18歳以上



## 4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

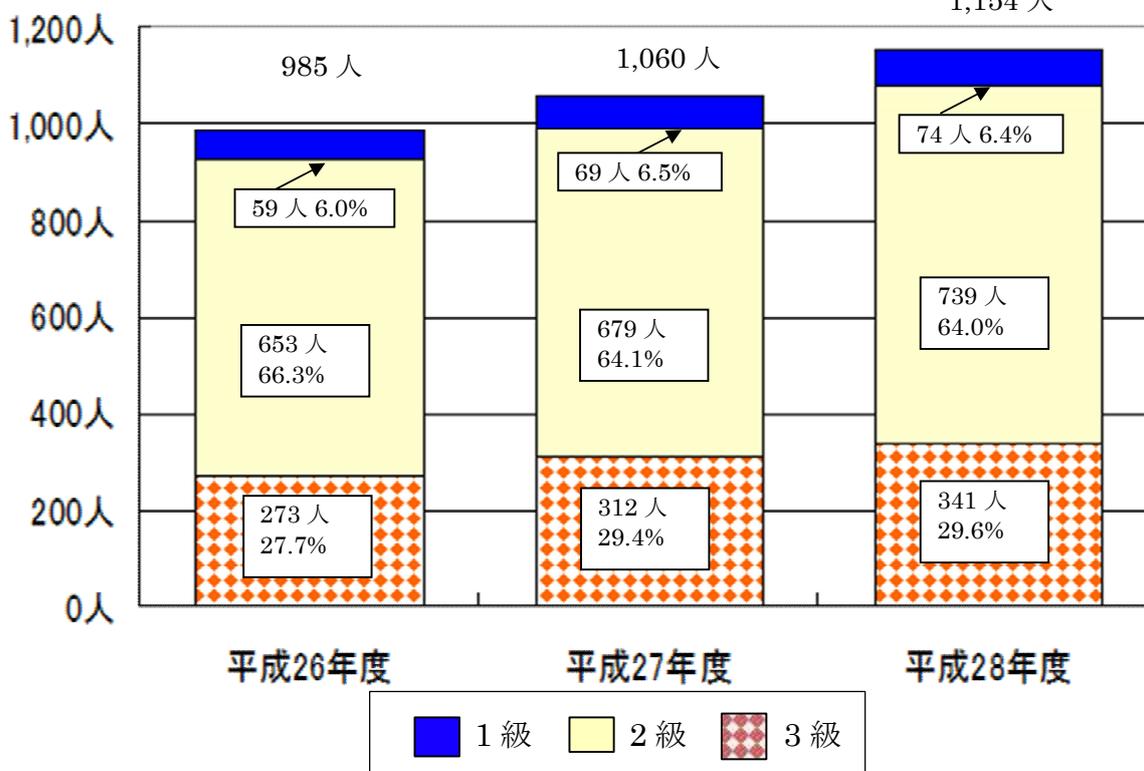
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成28年度末現在で1,154人となっており、平成26年度末の985人と比べると169人増加し、約1.17倍の増加となっています。

また、自立支援医療（精神通院用）受給者は、平成28年度末現在で2,295人となっており、平成26年度末の2,115人と比べると180人増加し、約1.09倍の増加となっています。

現代のストレス社会の中で、うつ病、統合失調症以外の精神疾患と言われる診断の範囲が広がり患者が増加するとともに、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、就労の際の障害者雇用枠の設置など社会制度が整備されてきたことが増加要因と考えられます。

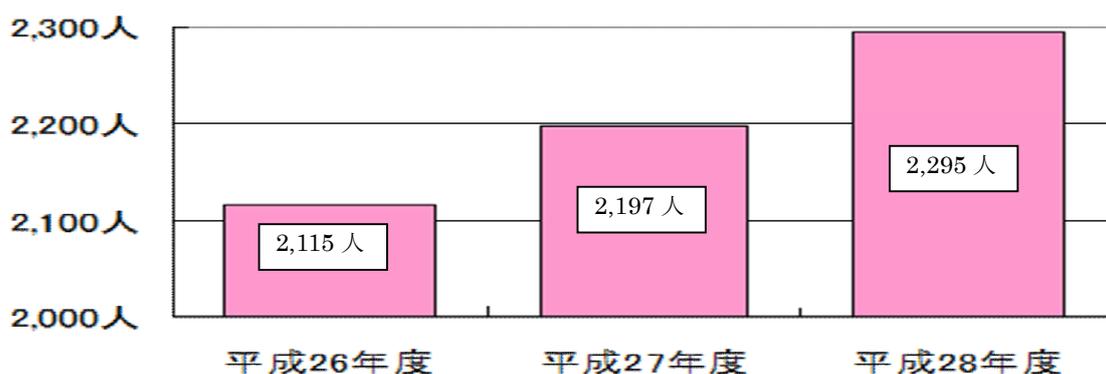
【グラフ7】精神障害者保健福祉手帳の推移

各年度3月31日現在  
1,154人



【グラフ8】自立支援医療（精神通院用）受給者数推移

各年度3月31日現在

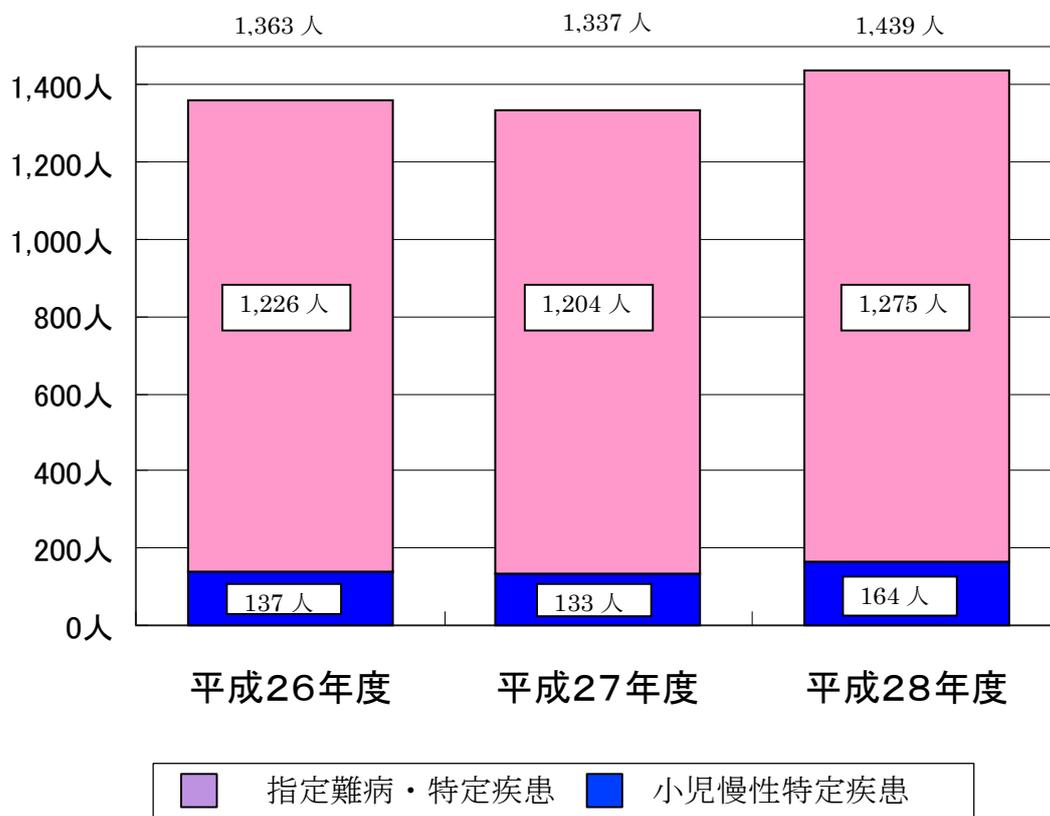


## 5 難病患者の状況

平成26年5月23日に「難病患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が成立し、平成27年1月1日から施行されました。難病法に規定される「指定難病」及び「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱」に規定される「特定疾患」のある難病患者の認定者数は、平成28年度末現在1,275人で、平成26年度末現在の1,226人から49名増加し、約1.04倍の増加となっています。これは医療費助成の対象となる「指定難病」の範囲が拡大されてきていることも要因のひとつです。また、「児童福祉法」及び「埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱」に規定される「小児慢性特定疾患」のある難病患者の認定者数は、平成28年度末現在で、164人となっており、平成26年度末と比べると27人増加し、約1.20倍の増加となっています。

【グラフ9】 難病患者認定者数の推移

各年度3月31日現在



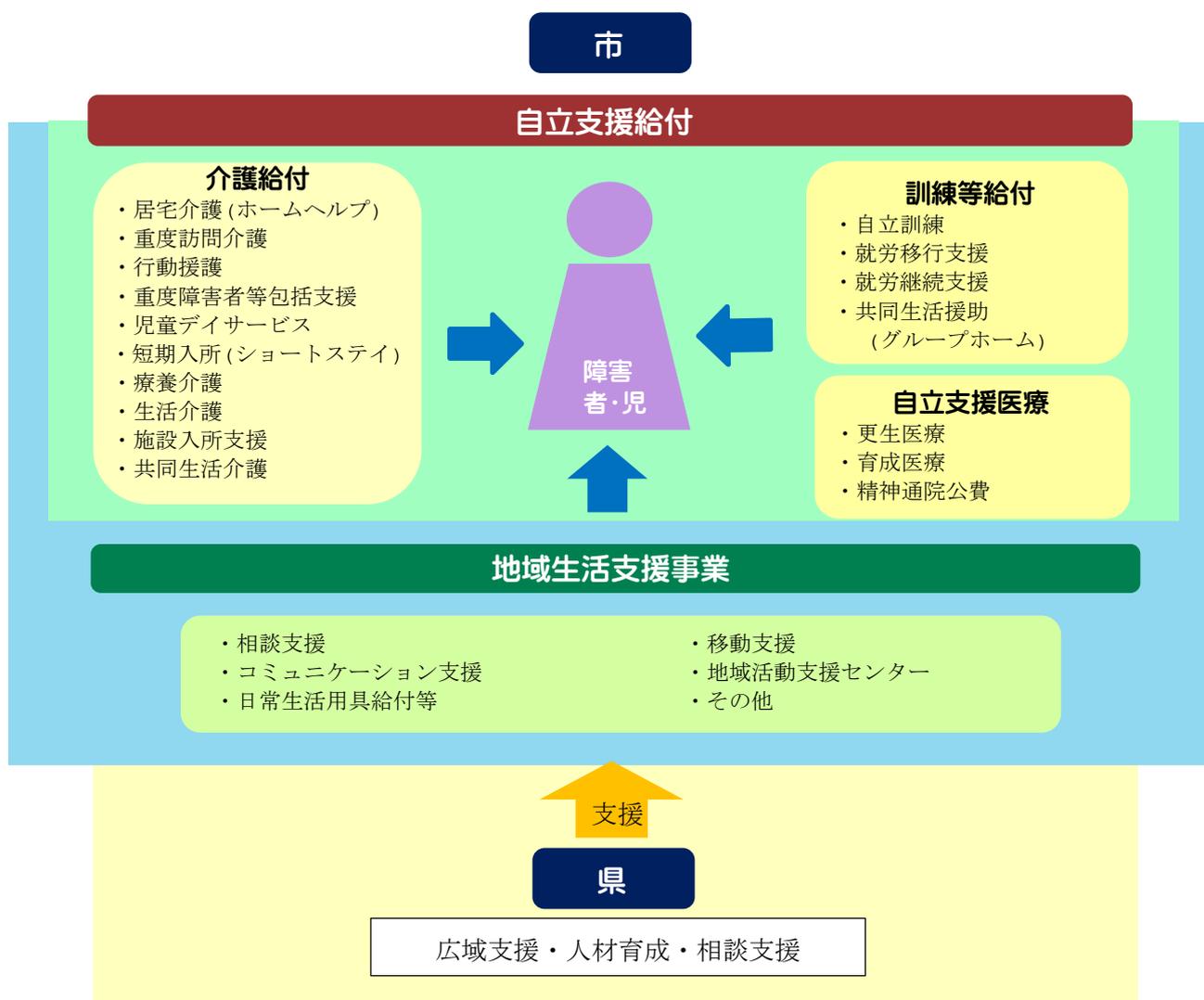
## 第4章 基本目標とサービスの見込量 について

# 第1 障害者総合支援法の趣旨

障害者総合支援法の全体像は、大きく分けて、自立支援給付と地域生活支援事業の2つからなっています。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療によって構成され、介護給付、訓練等給付として提供される各種サービスは「障害福祉サービス」と呼ばれます。また、地域生活支援事業は、市町村が決められたメニューの中から利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。

本市では、障害者等の地域における生活を支援し、家庭での介護者の負担の軽減を図るため、生活実態に見合った効果的な事業の実施に努めています。

【図1】 障害者総合支援法の全体像



## 第2 平成32年度に向けた基本目標

必要なサービス量を見込むに当たっては、障害者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」などの課題に対応するため、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行について、埼玉県が「目指す方向」に掲げる数値を基本とし、それぞれ数値目標を設定します。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅に移行する人の数を見込みます。なお、埼玉県では、入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況であることから、施設入所者削減数の数値目標は設定しないとしており、市も同様の状況であることから、設定しないこととします。

また、地域生活移行者数は、国基本指針どおり平成28年度末時点の施設入所者の9%とし、19人を見込みます。

#### 【成果目標】

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数	209人	
平成32年度末時点の入所者数	—	県と同様の状況であるため設定しない。
【目標値】入所者削減見込	—	県と同様、設定しない。
地域生活への移行割合	9%	国基本指針どおり9%とする。
【目標値】地域生活移行者数	19人	$209人 \times 9\% \div 100 = 19人$

### 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

退院可能な精神障害者が、地域で生活することを目指し、引き続き、日中活動系サービス、グループホームなどの支援体制の整備と医療の提供体制の整備を進めます。

市では平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが目標となります。その他、埼玉県で北部圏域及び市の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、精神科病床における1年以上の長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定します。

【成果目標】

項 目	数 値	備 考
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況	有	熊谷市障害者施策推進委員会に機能を付加する。
平成 29 年 6 月 30 日 現在 1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上)	124 人	県算出値
平成 29 年 6 月 30 日 現在 1 年以上長期入院患者数 (65 歳未満)	79 人	県算出値
【目標値】 入院後 3 か月時点の退院率	69%	県算出値 国基本方針通り 69%とする。
【目標値】 入院後 6 か月時点の退院率	84%	県算出値 国基本方針通り 84%とする。
【目標値】 入院後 1 年時点の退院率	90%	県算出値 国基本方針通り 90%とする。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、ボランティアやNPOなど地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域生活支援拠点の整備について検討します。

【成果目標】

項 目	数 値	備 考
【目標値】平成 32 年度末時点の地域生活支援拠点数	1 施設	

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行を就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて推進します。平成 28 年度の一般就労移行者数の 5 割以上増加することを基本目標とします。また、当該目標を達成するために、就労移行支援事業利用者数が平成 28 年度末の 2 割以上増加すること、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数が平成 28 年度末時点の 5 割以上増加することを目標とします。さらに就労定着支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率が 8 割以上を目標とします。

【成果目標】

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度一般就労移行者数	13 人	福祉施設(就労移行、就労継続 A・B)から一般就労した者の数
一般就労の増加割合	50%	
【目標値】平成 32 年度一般就労移行者数	20 人	平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業所の利用者の増加

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の 就労移行支援事業利用者数	51 人	
就労移行支援事業の利用者の増加 割合	20%	
【目標値】平成 32 年度末時点の就 労移行支援事業の利用者数	62 人	

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所	3 か所	
【目標値】就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所の増加割合	50%	

(4) 就労定着支援事業開始後の定着率の増加

項 目	数 値	備 考
平成 31 年度末までに事業を利用して 12 ヶ月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数	5 人	
平成 30 年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数	10 人	
【目標値】平成 31 年度末就労定着支援開始 1 年後の職場定着率	50%	
平成 32 年度末までに事業を利用して 12 ヶ月以上にわたり一般就労していると見込まれる者の数	8 人	
平成 31 年度中に新規で事業を利用すると見込まれる者の数	10 人	
【目標値】平成 32 年度末就労定着支援開始 1 年後の職場定着率	80%	

## 5 障害児支援の提供体制の整備等(障害児福祉計画)

障害児通所支援事業所等が充実してきているとはいえ、医療的ケア児を支援する施設については十分とはいえない状況にあります。引き続き、適切な支援が受けられるように支援体制の整備に努めます。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本目標とします。

【成果目標】

項 目	数 値	備 考
目標年度(平成 33 年 3 月時点)の保育所等訪問支援の体制の整備	—	今後、体制の整備を進めます。
平成 29 年 3 月末時点の児童発達支援センターの設置数	1	
【目標値】 目標年度(平成 33 年 3 月時点)の児童発達支援センターの設置数	1	

項 目	数 値	備 考
平成 29 年 3 月末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数	3	
【目標値】 目標年度(平成 33 年 3 月時点)の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置数	4	1 施設増
平成 29 年 3 月末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等サービス設置数	3	
【目標値】 目標年度(平成 33 年 3 月時点)の主に重症心身障害児を支援する放課後等サービス設置数	4	1 施設増
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関等が連携を図るための協議の場	1	熊谷市障害者施策推進委員会に機能を付加する。

【参考】 埼玉県内の障害児関連施設の状況

平成 29 年 9 月 28 日現在

指定障害福祉サービス等	埼玉県内施設数		熊谷市内施設数	
	※さいたま市、川越市、越谷市、和光市を除く	うち重症心身障害児対応可能施設数		うち重症心身障害児対応可能施設数
児童発達支援センター	21	2	1	1
児童発達支援事業所 (児童発達支援センター以外)	234	6	8	2
放課後等サービス	473	9	13	3
医療型児童発達支援	0	0	0	0
保育所等訪問支援	37		1	

# 第3 自立支援給付費サービス見込量

## 1 訪問系サービス

### (1) 概要

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点から、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要となります。

#### 【サービスの種類及びサービスの内容】

サービスの種類		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で生活する障害者の日常生活を支援するため、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障害又は精神障害で、行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護複数のサービスを包括的にを行います。

### (2) 第4期障害福祉計画評価

【表1 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績(月平均)】

指定障害福祉サービス等		平成27年度		平成28年度		平成29年度 (実績は推計値)	
		利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数
居宅介護	見込量	9,480	237	10,480	262	11,560	289
重度訪問介護							
行動援護	実績	7,802	225	8,057	236	8,432	248
同行援護							
重度障害者等包括支援							

第4期障害福祉計画の月平均当たりの利用時間及び利用者数の見込量及び実績は表1のとおりです。見込量に比べて実績は下回っています。これは、平成26年8月に「熊谷市障害福祉サービス支給決定基準」を作成し、利用の更新にあたり、基準を鑑みて公平かつ適正に支給決定を行ったことによるものと考えられます。

(3) 第5期障害福祉計画見込

第4期障害福祉計画の評価から、表2のとおり見込みます。

【表2 第5期障害福祉計画見込量(月平均)】

指定障害福祉 サービス等	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	8,840	260	9,282	273	9,758	287

## 2 日中活動系サービス

(1) 概要

日中活動系サービスには、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のサービスがあります。

日中活動系サービスの利用は、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができることから、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。

今後も、障害者の障害の種別、程度、状態やニーズに応じた適切な支援に努めます。

【サービスの種類及びサービスの内容】

サービスの種類		サービスの内容	
日中活動系サービス	介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて事業所に新たに雇用された人に、一定期間にわたり、当該事業所の就労の継続を図るため必要な支援を行います。
--	--------	---

(2) 第4期障害福祉計画評価

【表3 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績(月平均)】

指定障害福祉サービス等		平成27年度		平成28年度		平成29年度 (実績は推計値)	
		利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数
療養介護	見込量		21		22		23
	実績		19		19		20
生活介護	見込量	8,640	432	9,140	457	9,680	484
	実績	7,743	398	7,768	403	7,733	407
短期入所 (福祉型)	見込量	468	52	504	56	540	60
	実績	280	43	358	47	408	51
短期入所 (医療型)	見込量	65	13	70	14	75	15
	実績	57	11	51	12	52	13
自立訓練 (機能訓練)	見込量	75	5	90	6	105	7
	実績	34	2	56	3	76	4
自立訓練 (生活訓練)	見込量	450	30	480	32	510	34
	実績	379	24	241	15	272	17
就労移行 支援	見込量	480	24	560	28	640	32
	実績	524	29	694	40	850	50
就労継続 支援(A型)	見込量	168	8	189	9	210	10
	実績	283	14	689	34	1,080	54
就労継続 支援(B型)	見込量	5,780	289	5,960	298	6,140	307
	実績	5,339	295	5,609	313	5,976	332

第4期障害福祉計画の月平均当たりの利用日数及び利用者数の見込量及び実績は表3のとおりです。就労移行支援や就労継続支援A型は利用日数や利用者数が、就労継続支援B型は利用者数が、見込量に比べて実績が大きく上回り、大きな伸びが見られました。

(3) 第5期障害福祉計画見込

第4期障害福祉計画の評価から、表4のとおり見込みます。

【表4 第5期障害福祉計画見込量(月平均)】

指定障害福祉サービス等	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数
療養介護		21		22		23
生活介護	7,809	411	7,885	415	7,961	419
短期入所(福祉型)	448	56	488	61	528	66
短期入所(医療型)	56	14	60	15	64	16
自立訓練(機能訓練)	95	5	114	6	133	7
自立訓練(生活訓練)	304	19	336	21	368	23
就労移行支援	1,020	60	1,190	70	1,360	80
就労継続支援(A型)	1,480	74	1,880	94	2,280	114
就労継続支援(B型)	6,336	352	6,714	373	7,110	395
就労定着支援	22	1	44	2	66	3

### 3 居住系サービス

(1) 概要

居住系サービスには、施設入所支援、共同生活援助(グループホーム)のサービスがあります。入院中の精神障害者や福祉施設入所者の地域生活への移行を進めるためにも、埼玉県や関係機関と連携し共同生活援助(グループホーム)の計画的な整備を推進していきます。

【サービスの種類及びサービスの内容】

サービスの種類		サービスの内容	
居住系サービス	介護給付	自立生活援助	病院、障害者支援施設、グループホームから一人暮らしをした障害者に、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯などの課題がないか、通院しているかなど確認を行い、助言や医療機関との連絡調整など地域生活の支援を行います。
		施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	給付訓練等	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、又は入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 第4期障害福祉計画評価

【表5 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績(月平均利用者数)】

指定障害福祉サービス等		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (実績は推計値)
施設入所支援	見込量	191	191	191
	実績	199	206	206
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	122	137	154
	実績	122	130	139

第4期障害福祉計画の月平均当たりの利用者数の見込量及び実績は表5のとおりです。施設入所支援については、見込量に比べて実績は上回っています。入所待機者は年々増加しており、多数入所待ちをしている状態から今後も増加することが見込まれます。

また、共同生活援助については、見込量に比べて実績は下回っています。

ただし、今後、入所施設や病院からの地域移行における受け皿として期待されており、障害者からのニーズも高いことから、引き続き増加していくことが予想されます。

(3) 第5期障害福祉計画見込

第4期障害福祉計画の評価から、表6のとおり見込みます。

【表6 第5期計画見込量 (月平均利用者数)】

指定障害福祉サービス等	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	1	1	1
施設入所支援	206	206	206
共同生活援助 (グループホーム)	149	159	170

※「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に市内の施設を掲載しています。

## 4 計画相談支援

### (1) 概要

市が指定した特定相談支援事業所が徐々に増えていることから、障害福祉サービスを利用している障害者等やその家族に対し、本人の心身の状況、居住環境や生活環境、サービス利用に関する意向などを勘案した「計画相談支援」の利用を促していきます。

福祉施設に入所している障害者又は入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めるために「地域移行支援」の利用を、また、同居している家族による支援を受けられない障害者が安心して生活ができるよう「地域定着支援」の利用を推進していきます。

### (2) 第4期障害福祉計画評価

【表7 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績(年間実利用者数)】

指定相談支援		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (実績は推計値)
指定相談支援 (サービス利用計画作成)	見込量	500	600	700
	実績	568	681	800
地域相談支援 (地域移行支援)	見込量	1	2	3
	実績	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量	1	2	3
	実績	0	0	0

第4期障害福祉計画の年間の実利用者数は表7のとおりです。指定相談支援が、障害福祉サービスの利用増加に伴い、大きく増加しています。

### (3) 第5期障害福祉計画見込

第4期障害福祉計画の評価から、表8のとおり見込みます。

【表8 第5期計画見込量(月平均利用者数)】

指定相談支援	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援(サービス利用計画作成)	900	1,000	1,100
地域相談支援(地域移行支援)	3	3	3
地域相談支援(地域定着支援)	3	3	3

※ 障害児相談支援は含みません。

※ 「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に熊谷市をサービス提供地域とする指定特定相談事業所を掲載しています。

## 第4 地域生活支援事業サービス見込量

### 1 必須事業

#### (1) 概要

地域生活支援事業は、生活をサポートするサービスを地域の障害者等やその家族のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、身近なところで必要なサービスが受けられるよう推進しています。地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と地域特性などにより市の判断で実施できる事業（任意事業）から構成されています。必須事業は、以下の10事業です。

#### 【サービスの種類及びサービスの内容（必須事業）】

サービスの種類	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害者等や地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行います。また、既に設置されている大里地域自立支援協議会を運営し、問題事例の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利擁護のため、制度の周知を図り、利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚及び視覚障害者など、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成研修します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等の自立支援や社会参加を促すための外出について支援を行います。
地域活動支援センター事業	通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の充実強化を図り、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

## (2) 第4期障害福祉計画評価

【表9 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績】

事業名		平成27年度		平成28年度		平成29年度 (実績は推計値)	
		箇所数	利用者数 (月平均)	箇所数	利用者数 (月平均)	箇所数	利用者数 (月平均)
1	理解促進研修・啓発事業 ※○は実施中を表す	見込量	○	○	○	○	○
		実績	○	○	○	○	○
2	自発的活動支援事業 ※○は実施中を表す	見込量	○	○	○	○	○
		実績	○	○	○	○	○
3 相談支援事業							
ア	相談支援事業	見込量	2		2		2
		実績	2		2		2
イ	基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	見込量	無		無		有
		実績	無		無		無
イ	基幹相談支援センター 一等機能強化事業 ※実施の有無を記載	見込量	無		無		有
		実績	無		無		無
ウ	住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	見込量	無		無		有
		実績	無		無		無
4	成年後見制度利用支援事業	見込量		2		2	2
		実績		1		0	1
5	成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	見込量	無		無		有
		実績	無		無		無
6 意思疎通支援事業							
ア	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※月実利用者数を記載	見込量		75		76	77
		実績		88		82	85
イ	手話通訳者設置事業 ※実設置見込件数	見込量	1		1		1
		実績	1		1		1

事業名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (実績は推計値)				
7	日常生活用具給付等事業 ※月間の給付見込件数を記載								
	ア	介護・訓練支援 用具	見込量	2	2	2			
			実績	1	1	1			
	イ	自立生活支援用 具	見込量	3	3	3			
			実績	2	2	2			
	ウ	在宅療養等支援 用具	見込量	3	3	3			
			実績	2	2	2			
	エ	情報・意思疎通 支援用具	見込量	3	3	3			
			実績	2	2	2			
	オ	排泄管理支援用 具	見込量	325	330	335			
			実績	295	303	312			
	カ	居宅生活動作補 助用具 (住宅改修費)	見込量	1	1	1			
			実績	0	1	1			
	8	手話奉仕員養成研 修事業		養成講 習修了 者数	手話奉 仕員登 録者数	養成講 習修了 者数	手話奉 仕員登 録者数	養成講 習修了 者数	手話奉 仕員登 録者数
見込量				10	2	11	3	12	4
実績				5	3	4	0	5	3
9	移動支援事業		月実利 用者数	月延べ 利用時 間数	月実利 用者数	月延べ 利用時 間数	月実利 用者数	月延べ 利用時 間数	
			見込量	75	1,070	80	1,140	85	1,210
			実績	115	1,265	116	1,350	117	1,357
10	地域活動支援センタ ー		箇所数	利用者数 (月平均)	箇所数	利用者数 (月平均)	箇所数	利用者数 (月平均)	
	ア	熊谷市内利用者 分	見込量	2	110	2	110	2	110
			実績	2	88	2	85	1	80
	イ	他市町村からの 利用者分	見込量	1	4	1	4	1	4
			実績	1	5	1	6	0	0

第4期障害福祉計画の地域生活支援事業(必須事業)におけるそれぞれの内容は、表9のとおりです。見込量に比べて増加している事業としては、意思疎通事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、移動支援事業があります。

(3) 第5期障害福祉計画見込量

第4期障害福祉計画の評価から、表10のとおり見込みます。

【表10 第5期障害福祉計画見込量】

事業名	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	実施に関する考え方
1 理解促進研修・啓発事業 ※○は実施中を表す	○	○	○	ホームページ等で障害者等への理解に対する普及・啓発を目的とした広報活動を行う。
2 自発的活動支援事業 ※○は実施中を表す	○	○	○	障害者等が自発的に行う活動に、補助金の交付等により支援する。
3 相談支援事業				
ア 相談支援事業	2	2	2	相談支援を効率的に行うために、相談支援専門員を配置している指定相談支援事業者に委託して実施する。
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	—	○	○	現在は実施していないが、既存の相談支援事業の中での実施を検討する。
イ 基幹相談支援センター等 機能強化事業 ※実施の有無を記載	—	○	○	現在は実施していないが、既存の相談支援事業の中での実施を検討する。
ウ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	—	○	○	現在は実施していないが、既存の相談支援事業の中での実施を検討する。
4 成年後見制度利用支援事業 ※実利用者数・見込者数を記載	2	2	2	判断能力が低い障害者の権利を擁護するため、制度の普及啓発及び市長が申立を行った場合の利用に係る経費を助成する。
5 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	—	○	○	現在は実施していないが、社会福祉協議会などでの実施について検討する。
6 意思疎通支援事業				
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用者数を記載 (月間の人数)	88	91	94	聴覚障害者の社会参加のため、手話通訳者の派遣を社会福祉協議会に、要約筆記者の派遣を埼玉聴覚障害者福祉会に委託して実施する。
イ 手話通訳者設置事業 ※実設置見込件数を記載	1	1	1	手話通訳者派遣事業を実施している社会福祉協議会に委託して実施する。
7 日常生活用具給付等事業 ※月間の給付見込件数を記載				
ア 介護・訓練支援用具	2	2	2	日常生活を容易にし、在宅福祉の向上を図るため、日常生活用具給付要件に該当する人の申請に基づき給付する。
イ 自立生活支援用具	3	3	3	
ウ 在宅療養等支援用具	3	3	3	
エ 情報・意思疎通支援用具	3	3	3	
オ 排泄管理支援用具 <small>せつ</small>	320	325	330	
カ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1	

事業名		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	実施に関する考え方
8	手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了者数 (登録者数)を記載	10(4)	10(4)	10(4)	手話奉仕員の養成研修を行い、市が実施する登録手話通訳者への登録を促す。
9	移動支援事業 ※上段に利用者数、下段に 延べ利用時間数を記載 (月間の件数)	118	119	120	屋外での移動が困難な障害者等の外出の付き添いなどの支援を登録業者に委託して実施する。
		1,369	1,381	1,392	
10	地域活動支援センター ※上段から施設数と下段は 利用者数(月間の件数)	1	1	1	創作活動又は生産活動の機会を提供する施設の実施事業を支援する。
		110	110	110	

## 2 任意事業

### (1) 概要

本市で実施している任意事業は、利用者のニーズ等を踏まえ、8事業です。

#### 【サービスの種類及びサービスの内容（任意事業）】

サービスの種類	サービスの内容
1ーア 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障害者の居宅に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。
1ーイ 生活訓練等事業	障害者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
1ーウ 日中一時支援事業	日中、障害者等を、障害福祉サービス事業所、地域の社会資源等を活用して一時的に預かり、家族の就労や介護の軽減を支援します。
1ーエ 巡回支援専門員整備事業	保育所（園）、幼稚園、小学校に巡回相談員を派遣し、障害があると思われる児童への指導方法などの支援を行います。
2 知的障害者職親委託事業	知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者に、一定期間知的障害者を預け、生活指導や技能習得訓練を行います。
3ーア 文化芸術活動振興事業	障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
3ーイ 点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳などわかりやすい方法による県・市等の広報、障害者が地域生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に提供します。

## (2) 第4期障害福祉計画評価

【表11 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績】

事業名			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
1 日常生活支援事業								
ア	訪問入浴サービス事業 (月間の見込量)	見込量	4	20	4	21	4	22
		実績	4	14	4	13	4	14
イ	生活訓練等事業 (月間の見込量)	見込量	1	15	1	15	1	15
		実績	1	13	1	12	1	5
ウ	日中一時支援事業 (月間の見込量)	見込量	9	13	10	14	11	15
		実績	19	32	14	30	15	30
エ	巡回支援専門員整備 事業 ※「箇所」欄に訪問先 施設(保育所・幼稚園 等)数、「利用者」欄 に延べ訪問回数を記 載	見込量	80	280	80	280	80	280
		実績	90	375	93	539	93	540
2	知的障害者職親委託事業	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1	1
3 社会参加促進事業								
ア	文化芸術活動振興事 業	見込量	○		○		○	
		実績	○		○		○	
イ	点字・声の広報等発 行事業	見込量	○		○		○	
		実績	○		○		○	

第4期障害福祉計画の地域生活支援事業(任意事業)におけるそれぞれの内容は、表11のとおりです。見込量に比べて増加している事業としては、日中一時支援事業、巡回支援専門員事業があります。

(3) 第5期障害福祉計画見込

第4期障害福祉計画の評価から、表12のとおり見込みます。

【表12 第5期障害福祉計画見込量（任意事業）】

事業名			平成30年度	平成31年度	平成32年度
1 日常生活支援事業					
ア	訪問入浴サービス事業 (月間の見込量)	箇所	4	4	4
		利用者	15	16	17
イ	生活訓練等事業 (月間の見込量)	箇所	1	1	1
		利用者	5	5	5
ウ	日中一時支援事業 (月間の見込量)	箇所	15	15	15
		利用者	30	30	30
エ	巡回支援専門員整備事業 ※「箇所」欄に訪問先施設（保育所・幼稚園等）数、「利用者」欄に延べ訪問回数を記載	箇所	93	93	93
		利用者	540	540	540
2 知的障害者職親委託事業		箇所	1	1	1
		利用者	1	1	1
3 社会参加促進事業					
ア	文化芸術活動振興事業		○	○	○
イ	点字・声の広報等発行事業		○	○	○

## 第5 障害児支援のサービス見込量(障害児福祉計画)

障害児を対象としたサービスは、児童福祉法に根拠規定があります。

障害児の支援を行うために、今後、障害児入所施設を中核とした地域支援体制を整備し、母子保健事業との緊密な連携を図って、障害児の早期発見・支援を進めます。また、就学時や卒業時における支援が円滑に行えるよう、教育委員会、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所などと緊密な連携を図っていきます。

なお、障害児支援の必要量を見込むに当たっては、障害児等に対する一貫した効果的な支援のために、各年度における必要な見込量を検討しました。

### 1 障害児通所支援

#### (1) 概要

障害児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

障害児通所支援は、障害児の療育と、保護者の介護負担を解消する観点から、需要に応じた見込量の確保が必要となります。市内では、徐々に放課後等デイサービスの施設整備が進んでおり、障害児及び保護者が、真に必要としているサービス量を見極め、障害児支援を行っていきます。

#### 【サービスの種類及びサービスの内容】

サービスの種類		サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障害児などであって、児童発達支援の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与など支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援を行います。

(2) 第4期障害福祉計画評価

【表13 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績(月平均)】

指定障害福祉サービス等		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		日数	利用者数	日数	利用者数	日数	利用者数
児童発達支援	見込量	378	63	468	78	679	97
	実績	188	42	190	46	204	51
放課後等 デイサービス	見込量	810	90	1,120	112	1,400	140
	実績	1,259	122	1,777	167	2,332	212
保育所等訪問支援	見込量	4	1	8	2	12	3
	実績	0	0	0	0	0	0

第4期障害福祉計画の月平均当たりの利用時間及び利用者数の見込量及び実績は表13のとおりです。児童発達支援、保育所等訪問支援は見込量に比べて実績は下回っています。放課後等デイサービスは事業所の増加に伴い、大幅な増加が見られました。

(3) 第1期障害福祉計画見込

第4期障害福祉計画の評価から、表14のとおり見込みます。なお、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、利用日数や利用者数の予測が難しく見込むことが困難なため、第1期障害児福祉計画ではサービス見込量は検討課題といたします。

【表14 第1期障害児福祉計画見込量(月平均)】

指定障害福祉サービス等	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	日数	利用者数	日数	利用者数	日数	利用者数
児童発達支援	224	56	248	62	272	68
放課後等デイサービス	2,827	257	3,322	302	3,817	347
福祉型児童入所支援		4		4		4
医療型児童入所支援						
医療型児童発達支援						
居宅訪問型児童発達支援						
保育所等訪問支援						

※ 「明日へのはばたき」各種障害児・者施設等に市内の施設を掲載しています。

## 2 障害児の相談支援

### (1) 概要

市が指定した障害児相談支援事業所が徐々に増えています。障害児通所支援を利用する障害児の保護者に対して、障害児の心身の状況や、その置かれている環境、障害児又はその保護者の利用に関する意向で障害児通所支援が受けられるよう、「障害児相談支援」の利用を促していきます。

### (2) 第4期障害福祉計画評価

【表 15 第4期障害福祉計画におけるサービス見込量と実績(年間実利用者数)】

指定相談支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援 (障害児支援利用計画作成)	見込量	50	60	70
	実績	56	115	125

第4期障害福祉計画の障害児の相談支援における年間の実利用者数は表15のとおりです。障害児福祉サービスの利用増加に伴い、大きく増加しています。

### (3) 第1期障害児福祉計画見込

第4期障害福祉計画の評価から、表16のとおり見込みます。

なお、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、予測が難しく見込むことが困難なため、第1期障害児福祉計画ではサービス見込量は検討課題といたします。

【表 16 第1期障害児福祉計画見込量(年間実利用者数)】

指定相談支援	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援 (障害児支援利用計画作成)	135	145	155
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数			

## 第6 その他支援の円滑な実施を確保するための取組

### 1 自立支援医療費

自立支援医療（「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」）の自己負担は、原則として1割ですが、負担水準への配慮として、低所得世帯に属する人については、月当たりの負担額に上限が設定されています。

また、一定の負担能力がある人であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限を設定するなど負担軽減の措置を行っています。

自立支援給付における自立支援医療の周知に力を入れ、その円滑な利用を促進するとともに、適正な給付に努めます。

### 2 障害者等に対する虐待の防止

- (1) 熊谷市障害者虐待防止センターを中心として、福祉事務所、児童相談所、保健センター、障害者及び障害者団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等と連携し、障害者や障害児に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。
- (2) 住民や施設職員などから虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害者や障害児の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、今後の援助方針や支援者の役割を決定するように努めます。
- (3) 次に掲げる点に配慮し、障害者や障害児に対する虐待事案を効果的に防止するように努めます。

ア 相談支援専門員及びサービス管理責任者などによる虐待事案の未然防止及び早期発見

虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者などに対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めています。

イ 一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保するように努めます。

ウ 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行います。

### 3 障害を理由とする差別の解消の促進

障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行います。

## 4 制度の普及啓発

障害者総合支援法の目的である「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であることから、法に基づく制度の普及啓発を図ります。

## 5 人材の育成確保及び資質の向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障害福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保することが重要です。指定障害福祉サービス事業者の「サービス管理責任者」や指定相談支援事業者の「相談支援専門員」に対する研修やサービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成などが必要とされています。

このため、埼玉県や関係機関と連携し、障害福祉サービス提供体制の整備に必要な人材の養成確保や資質の向上を図っていきます。

## 6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が、共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となり、その緊密な関係性の構築等を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることができるよう支援を行います。

## 7 医療機関、教育機関、公共職業安定所など関係機関との連携

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するためには、医療、教育、雇用等の分野を超えた、総合的な取組が不可欠です。

障害児や障害者が、地域における生活を送る上で必要な介護サービスを受けるために医療機関や保健機関と連携し、卒業後を見据えた生活支援のために特別支援学校等教育機関との連携や、就労に向けた支援のために公共職業安定所などとの連携を、障害児や障害者の希望や生活に合った障害福祉サービス等の提供のため、市が主体となって実施していきます。その際には、相談支援事業所や利用施設等とも情報交換を密にし、必要に応じて地域自立支援協議会による調整を図っていきます。



# 資 料

## 第1 第4期障害福祉計画の成果

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成25年度末時点の入所者数	191人	
平成28年度末時点の入所者数	209人	
平成29年度末時点地域移行者数 (第4期計画推計値)	6人	平成27年度から29年度累計 平成29年度は平成28年度と同数 を見込む。
第4期計画目標値地域生活への移行者数	23人	
平成27年度地域移行者数	0人	
平成28年度地域移行者数(累計)	3人	
第4期障害福祉計画の成果	未達成	6人(推計値) < 23人(目標)

第4期障害福祉計画における地域生活移行者目標値23人に対して平成28年度末の状況から達成が困難と考えられます。

## 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成24年6月末時点の在院期間1年以上の長期入院患者数:A	229人	県算出値
【目標値】 長期入院患者数減少率:B	18%	国基本方針のとおり18%以上とする。
【目標値】 目標年度(平成29年6月末)の在院期間1年以上の長期入院患者数	188人	$229人 - (229人 \times 18\%) \doteq 188人$
【実績値】 長期入院患者数減少率	11%	$[(229人 - 203人) \div 229人] \doteq 11\%$
【実績値】 平成29年6月末の在院期間1年以上の長期入院患者数:C	203人	
第4期障害福祉計画の成果	未達成	188人(目標) < 203人(実績値)

第4期障害福祉計画における目標値18%及び188人に対して、平成29年6月末の実績値は13.8%、203人で、目標値まで減じることが出来ず達成が出来ませんでした。

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

項目	数値	備考
平成24年度一般就労移行者数	4人	
第4期障害福祉計画目標 平成29年度一般就労移行者数	6人	
平成28年度一般就労移行者数	13人	就労移行・就労継続(A・B)から一般就労移行者数
平成29年度一般就労移行者見込	16人	$(13人 - 4人) / 4 + 13人 \doteq 16人$
第4期障害福祉計画の成果	達成	16人(推計値) > 13人(目標)

第4期障害福祉計画における目標値6人に対して平成28年度末の状況から達成が見込まれます。

(2) 就労移行支援事業所の利用者の増加

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末時点の 就労移行支援事業所利用者数	16 人	
第 4 期障害福祉計画目標平成 29 年度末 時点の就労移行支援事業所利用者数	32 人	
平成 28 年度末時点の 就労移行支援事業所利用者数	51 人	
平成 29 年度末時点の 就労移行支援事業所利用者数	63 人	(51 人-16 人)/3 年+51 人
第 4 期障害福祉計画の成果	達成	63 人(推計値)>32 人(目標)

第 4 期障害福祉計画における目標値 32 人に対して平成 28 年度末の状況から達成が見込まれます。

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の就労移 行支援事業所	1 か所	
第 4 期障害福祉計画目標平成 29 年度末時点の 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所	2 か所	
平成 28 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所	3 か所	就労移行支援 4 事業所に確認
平成 29 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の 就労移行支援事業所	3 か所	
第 4 期障害福祉計画の成果	達成	3 か所(推計値) >2 か所(目標)

第 4 期障害福祉計画における目標値 2 か所に対して平成 28 年度末の状況から達成が見込まれます。